

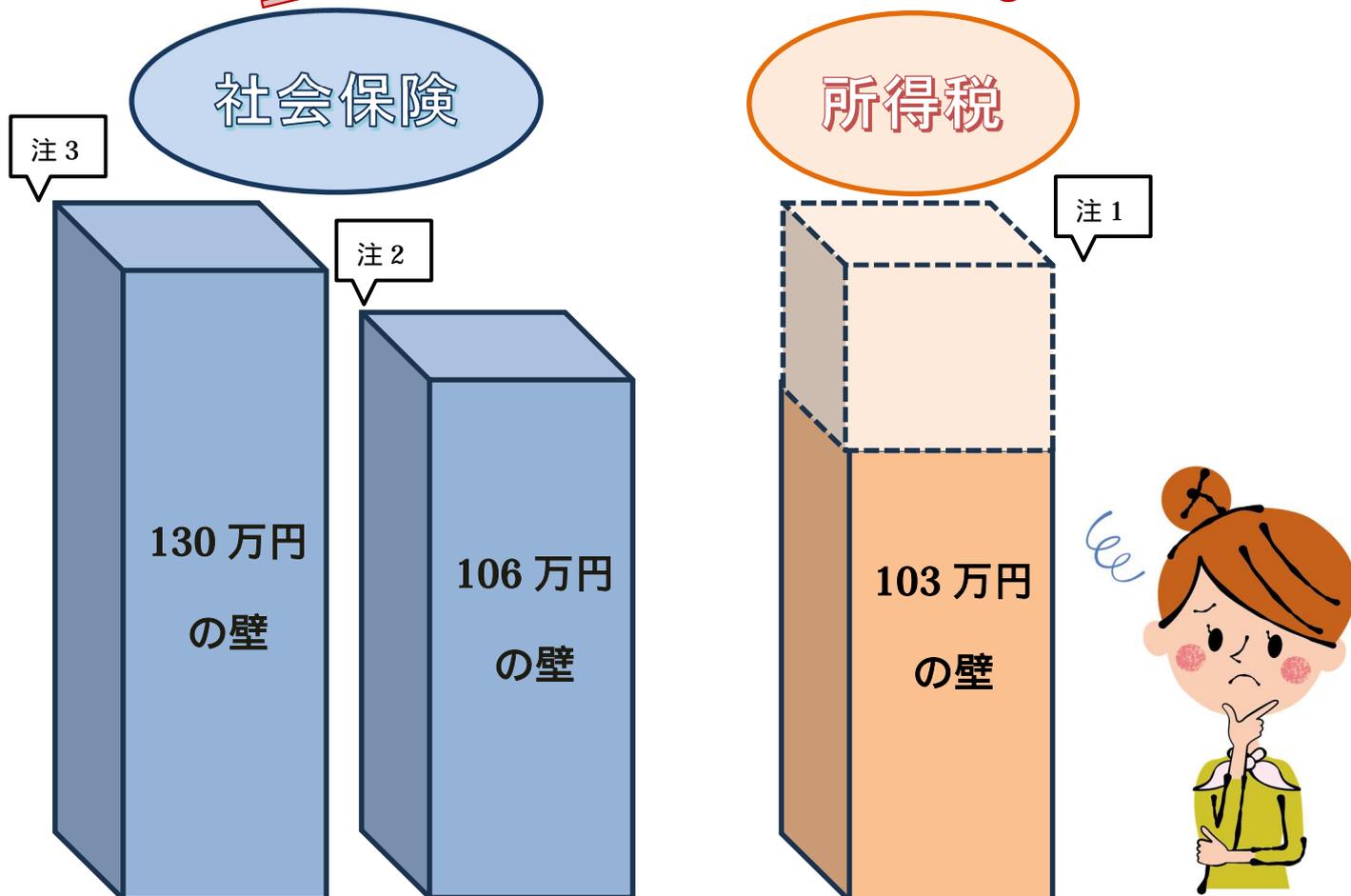
# ワンポイント 通信

E-mail [pro@3d-m.jp](mailto:pro@3d-m.jp) Web <https://www.3d-m.jp/>  
TEL 0258-36-2685 FAX 0258-35-2820

次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます

< 税務 >

年収の壁とは？  
壁はひとつではありません



内容のご質問等については、TEL 0258-36-2684 担当 柳森・石垣 まで  
配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

## 開催セミナーのご案内

各種相談受け付けております。

“ワンストップ相談会”毎週金曜日 TEL 0258-36-2685 (要事前予約)

個人に関すること、経営に関することを各専門家がワンストップでご相談に応じます。

### 注1 ・103万円の壁

現行の税法で扶養親族となるケースは、所得金額で48万円がそのボーダーラインとなります。これは、パートタイマーや学生のアルバイト等の給与収入だけの場合には給与所得控除55万円+基礎控除48万円となり、給与収入で合計103万円ということになります。また、一般の企業ではここを扶養手当の支給基準にしているケースも多いようです。

令和6年12月の税制改正大綱が発表され、国民民主党の要望も踏まえ、基礎控除額を58万円（現行：48万円）とし、給与所得控除の最低保障額65万円（現行：55万円）に改正する案が公表されました。今後行われる国会で法案が成立すれば、103万円の壁は123万円に改正されることとなります。

### 注2 ・106万円の壁

社会保険への加入要件についてですが、令和6年10月以降は下記の要件に該当した場合に加入が必要となります。

- (1) 会社規模が51人以上
- (2) 給与の月額が88千円以上
- (3) 2ヶ月を超えて働く予定
- (4) 学生ではない

ここで(2)の月額88千円以上は、年収で106万円となり、これが106万円の壁とされています。

1月24日に厚生労働省は通常国会に提出する年金改革関連法案の概要が提示されましたが、(1)の51人以上の企業規模要件を下記のように改正する方向です。

現行	51人以上
2027年10月	36人以上
2029年10月	21人以上
2032年10月	11人以上
2035年10月	廃止

(2)の年収要件も関連法案交付後3年以内に撤廃すると明記されました。撤廃後は学生を除き週20時間以上勤務すれば加入することになります。今後の改正には注意が必要です。

### 注3 ・130万円の壁

106万円の壁で紹介しました50人以下の企業にお勤めの場合には、年収130万円が社会保険に加入するボーダーラインとなります。

また、配偶者の第3号被保険者の加入要件も130万円未満となっていますが、その点については議論となっており、今後の改正が注目されています。

### ・150万円、201万円の壁

150万円は、配偶者が配偶者控除や配偶者特別控除を満額控除できる場合のボーダーラインとなります。

150万円～201万円までは、配偶者がいる場合に配偶者特別控除が受けられますが、201万円を超えた場合に配偶者特別控除の適用外となります。

但し、税制改正が成立した場合にこの金額も変わるようになります。

今回ご紹介した金額は、所得税及び社会保険のボーダーラインとなるものです。所得税の壁を超えて稼ぐことにしても社会保険に加入することになったり配偶者の扶養手当が削減されたりと、実際の手取りとなる収入は逆に減ってしまうことになるケースも想定されます。

収入金額に応じて手取り収入の金額も異なっていますので、まずはよく専門家にご相談下さい。